

育児のための主な制度（男性職員用）

育児のための
休暇を取りたい！



育児休業

子の出生後から満3歳の誕生日前日まで取得が可能

育児短時間勤務

子が満6歳に達する日後の最初の3月31日まで取得が可能

部分休業

- ・子が満9歳に達する日後の最初の3月31日まで取得が可能
- ・1週間に18時間45分の範囲内で、1日又は15分単位

子の看護休暇

- ・1日または1時間単位の取得が可能
- ・1年に5日（子が2人以上で10日）

育児時間休暇

- ・子が1歳3ヵ月になるまで取得が可能 ※ただし、配偶者要件あり
- ・1日2回。1回30分（まとめ取りは60分まで）

育児参加休暇

出産予定日8週間前から産後8週間経過日までの期間で5日まで取得が可能

育児のために
勤務時間を
変更したい・・・



深夜勤務・時間外勤務
を避けたい！



遅出勤務

1日の勤務時間数を保ったまま遅出が可能
(8:45～17:30または9:00～17:45)

深夜勤務の制限

午後10時から翌日5時まで勤務しないことが可能
(小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため)
※ただし、配偶者要件あり

時間外勤務の制限

時間外勤務を、1月に24時間、1年に150時間までに制限が可能
(小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため)

時間外勤務の免除

時間外勤務をしないことが可能（3歳未満の子を養育するため）

※請求や申告が必要。業務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。

詳しくはワークライフバランスハンドブックをご確認ください。